

## 令和6年北海道告示第23号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、南富良野町字幾寅地内の土地を起業地として行う「防災多目的広場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、暴風雪や災害が発生した緊急時において、一般車両が一時的に待避できる場所を整備し、車両通行の安全性や緊急車両の安定した通行を確保するものであることから、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関連する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である南富良野町は、「南富良野町地域強靱化計画」に基づき、大規模自然災害に備えた町の強靱化と災害発生時における国や北海道に対する支援体制の整備を進めており、本件事業はこの一環として行われるものである。

また、南富良野町は、事業実施に必要な財源を確保していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

南富良野町は、道北地方と道東地方を結ぶ国道38号線が通過する交通の要衝に位置しているが、大雨や大雪により国道38号線が樹海峠や狩勝峠で通行止めになると、道路上に一般車両が長区間に渡り滞留し、その後の除雪車や作業車の通行に支障をきたしている。

本件事業により、国道38号線が通行止めとなった際の一般車両の待避場所を整備することで、緊急車両の安定した通行を確保できるほか、防災対応力の向上及び地域交通網の確立が見込まれる。

また、本件起業地は、北海道開発局が整備をすすめている河川防災（MIZBE）ステーションの隣接地であるため、当該施設との連携も容易であり、緊急時に作業車の駐車場や資材置き場とすることで、国の災害除去作業の補完的役割を果たすことができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財は存在しないこと及び希少動植物の生息がないことを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業における起業地の決定においては、3箇所候補地の中から、国道及び道道との接道状況、北海道開発局の河川防災（MIZBE）ステーションとの近接性、支障

物件の有無などを検討項目として比較を行った上で、もっとも優位性のある本件起業地に決定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要

3 (1) で述べたように、大雨や大雪により国道 38 号線が樹海峠や狩勝峠で通行止めになると、道路上に一般車両が滞留し、その後の除雪車や作業車の通行に支障をきたしているため、緊急時における一般車両の待避場所を整備する必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲にとどめられている。

また、収用の範囲は、南富良野町における交通量の実績を基に想定されていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。